

オーストラリアの中国系移民に関する一考察

——その移動と定住の特異性をめぐって——

長 山 光 治

I

19世紀中頃オーストラリア経済はフロンティア段階にあり、土地は豊富であったが、労働力は極端に不足していた。初期において労働力不足の解消に一役かっていたのは囚人であるが、この時既にオーストラリアは流刑地としての役割を終えており、新たな労働力供給源が求められていた。スコッターの中には、囚人輸送の再開或いはクーリーとしてアジア人の導入を要求する者がいて、¹⁾ 結局囚人輸送は再開されることはなかったが、中国人労働者が植民地の労働力需要を充足すべく導入されるようになり、流刑制度の廃止は結果的にスコッターの関心をアジアに向けさせることとなった。しかし、このような契約労働者として流入した中国人はむしろ少数で、金が発見された年でも3,000人に満たなかったと言われており、²⁾ 中国人の大量流入はニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア両植民地における金鉱発見を契機として始まり、彼等は集団で採金地帯へと向かっていった。英国人やオーストラリア生まれの人々は、中国人の流入規模が余りに大きかったために、彼等に対して脅威を感じ、これにより1850年以前社会的風潮としては萌芽的な形でしか存在していなかった白豪政策は、1850年から1900年までの間に、この中国人の流入問題、加えて列強としての日本の擡頭という2つの要因と複雑に絡み合いながら具体的な形をとって発現し、³⁾ 以後1世紀以上にわたって有色人種の流入を制限した。本稿は、考察の期間を中国人の大量流入が始まった1850年から、制限政策の緩和が実施された1960年代までとし、白豪政策の長い歴史の中で、望まれな人種として排除され続けた中国人が、どのような対応を示し、いかにして新しい環境に適応していったのかを論じようとするものである。

II

E. G. ウェイクフィールドは、1829年に獄中で著わした『シドニーからの手紙』(*A Letter*

1) N. B. Nairn, "A Survey of the History of the White Australia Policy in the 19th Century," *The Australian Quarterly*, Vol. 28, Sept. 1956, p. 20.

2) C. Price, "White Restrictions on Coloured Immigration," *Race*, Vol. 7, Jan. 1966, p. 217.

3) N. B. Nairn, *op. cit.*, p. 21.

from Sydney)の中で、アジア人を契約労働者として受け入れるべきことを主張しているが、実際にアジア人が導入されたのはかなりあとで、1848年になって厦門から120人の中国人(大人—100人、子供—20人)が輸送されてきた。1849年には270人が流入し、1851年でも厦門の英国領事館の報告によると1,438人がオーストラリアに向かったとされている。⁴⁾ところが、この程度の流入規模では到底スコッターの必要を満たしきれるものではなく、囚人に代わる安価な労働力を確保しようとしたスコッターの目論見はたいした成果を上げずに失敗に終わった。一方、金鉱の発見という偶発的な出来事が多くの中国人を広東地域から引き寄せ、ニュー・サウス・ウェールズにおける中国人は、1856年の1,806人から1861年には12,988人に増加し、⁵⁾またヴィクトリアでも1854年には2,341人であったが、1861年になると24,732人に急増した。

表1 オーストラリアにおける中国人の人口(カッコ内は女性), 1861~1921年

(人)

	1861年	1871年	1881年	1891年	1901年	1911年	1921年
ニュー・サウス・ウェールズ	12,988(2)	7,220(12)	10,205(64)	13,157(109)	10,222(159)	8,226(284)	7,282(370)
ヴィクトリア	24,732(8)	17,826(31)	11,959(164)	8,489(134)	6,347(111)	4,707(216)	3,162(244)
クイーンズランド	538(1)	3,305(1)	11,229(23)	8,524(27)	7,672(35)	5,995(212)	4,146(340)
南オーストラリア	n.a.	n.a.	347(1)	182(2)	287(17)	255(14)	251(8)
西オーストラリア	n.a.	n.a.	145(1)	917(3)	1,521(18)	1,812(37)	1,325(47)
タスマニア	n.a.	n.a.	844(2)	939(8)	506(24)	427(27)	262(15)
ノーザン・テリトリー	n.a.	n.a.	3,804(4)	3,613(15)	3,072(110)	1,331(107)	722(113)
オーストラリア	38,258(11) ¹⁾	28,351(44) ¹⁾	38,533(259)	35,821(298)	29,627(474)	22,753(897)	17,159(1,146) ²⁾

注：1) 1861, 71年の数字はニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、クイーンズランドを合計したもの。

2) 首都特別地域における7人の男性が含まれている。

出所：Official Yearbook for the Commonwealth of Australia, No.18, 1925, pp.951-7.

C.Y. Choi, *Chinese Migration and Settlement in Australia*, Sydney University Press, 1975, p.22, table 2.1.

金鉱発見というプル要因に対して、当時の中国、特に南部の広東地域には移民を押し出すプッシュ要因が作用していた。1850年代を通じ広東地域は太平天国の乱により混乱し、肥沃なデルタ地帯は洪水と旱魃にみまわれていた。こうした状況に加えて人々は重税に苦しめられ、また過度の人口集中が人々の生活水準を一層低下させていた。⁶⁾そしていまひとつオーストラリアへの移動を奨励するかの如くに作用した要因は、社会—経済生活の基礎となっていた家族制度と関係があり、この時代における個々人の主要義務は家系を重んじ、子供を作り、

4) Official Yearbook for the Commonwealth of Australia, No. 18, 1925, p. 951.

5) Ibid., p. 951.

6) A. T. Yarwood, *Chinese in Australia*, Hemisphere, 1976, p. 5.

土地所有を拡大し、財を築くことによって家族の繁栄をはかることであったと言われている。故に生活条件が悪化する中で、家族生活を維持するために一家の働き手である男性はカリフォルニアやオーストラリアに出稼ぎに行った。彼等はしばしば周施人によって集められ、船でオーストラリアに送られたあと徒歩で隊列を組んで金鉱地帯に向い、渡航費を融通した周施人は、借金が完済されるまで航海の時から隊長 (head men) を任命して移民を監視させた。移民は、いち早く借金を返済し、故郷の家族のもとに送金ができるようにと質素な生活をし、熱心に働いたが、しばらくして経済的な余裕ができると故郷に帰り、しばらくの間父親らしくしたのちに再びオーストラリアの金鉱地帯に向かった。この時期における中国系移民の特色の1つは、彼等がこのことを頻繁に繰り返したということである。それからオーストラリアにやってきた中国人は、定住者 (settler) ではなく、金目当てに流入した一時逗留者 (sojourner) であって、受け入れ社会と交流を持たずに排他的な他者集団を形成したが、この排他性に加えて、体つき、皮膚の色、服装、生活形態の相違、女性不在による非道徳的行為、さらに言葉が通じないことによる相互理解の無さといった要因が重なり合って、中国人鉱夫とヨーロッパ人鉱夫或いはオーストラリア生まれの人々との間に摩擦が生じていったと考えられる。以下では、中国人に対する対応を各植民地ごとにそれぞれが直面していた状況を踏まえて見ていくことにする。

1850年に起こった一連の反中国人暴動は中国人問題に対する各植民地政府の関心を喚起した。1854年にヴィクトリアの Bendigo, Dunolly, Ararat でヨーロッパ人鉱夫と中国人鉱夫との間に衝突が起こり、特に Bendigo では6月に1,000人のヨーロッパ人鉱夫が集まり、7月4月に決起して鉱区に在住する3,000人の中国人を追い払おうとする決議案を提出し、承認している。7月4日になって示威行為は企てられたが、社会の良識が一部の党派心の強い不満分子の計略を抑圧した。⁷⁾ここに至って非常手段=法的措置をもってして流入を阻止すべき必要性が強く認識され、1855年6月ヴィクトリア立法評議会は An Act to Make Provisions for Certain Immigrants を成立せしめた。この法は、船で輸送されてくる中国人を10トンの積荷につき1人と制限し、流入者に10ポンドの人頭税を課すというものであったが、その効果はたいしてなく、中国人は続々とヴィクトリアに流入してきた。この法の意義はむしろ他の植民地に対してその前例を設けたことのみに見出されるべきであろう。止むことのない中国人の流入はヨーロッパ人鉱夫の憤りを募らせ、1857年の5月と7月に Canton Lead, Buckland で再び中国人反対の暴動が起こった。これに対処すべくヴィクトリア政府はニュー・サウス・ウェールズや南オーストラリアと協力して陸路の移動を制限するとともに、中国人に住居税を課すようになった。一方、南オーストラリアでもヴィクトリアの1855年法とほぼ同じ内容の法律が1857年に導入されたが、これによって中国人はこの時点で制限法がなかったニュ

7) C. Howarth, "White Australia' and Victoria," *Twentieth Century*, Sept. 1972, p. 11.

ー・サウス・ウェールズへと行き先を変えたのであった。ニュー・サウス・ウェールズにおける中国人問題への対応の遅れは、同植民地に在住する中国人が未だ少数であったことによるが、1861年になると中国人の数が、センサスによると12,986人(上院の報告によると21,000人)に急増し、6月30日にはヤング付近のラミングフラットで中国人に対する暴行事件が起こったために議会はすばやく中国人の入国制限法を通過させた。各植民地における制限法が、どの程度の効果を持ったかは知り得ないけれども、ヴィクトリア、ニュー・サウス・ウェールズにおける中国人は1861年から1871年にかけてかなり減少している。(表1参照)しかし、1870年代の終わりから1880年代にかけて再び中国系移民の到来数が増加し、ニュー・サウス・ウェールズでは、1872-76年の2,819人から1877-81年には12,755人、1882-85年には11,155人となり、またヴィクトリアでも1872-76年の1,938人から1877-81年に3,938人、1882-85年には3,095人となっている。⁸⁾この傾向は1888年の植民地会議(Intercolonial Conference)においてこれまで以上に厳しい制限措置が採用されるまで継続した。¹⁰⁾一方、クイーンズランドでは1876年初めに北クイーンズランドのPalmer 鉱区に大量の広東人金採掘者が流入し、有色人種を契約労働者として低賃金で雇い、中・北部地域を開発しようと目論んでいた一部の資本家及びプランターはこれを歓迎したが、大半の人々は中国人に対して恐れと敵意を抱き、クイーンズランド植民地議会も中国人の流入を抑制すべく1877年にGold Field Act Amendment Bill¹¹⁾を通過させた。ところで、Australasian Steam Navigation Companyは1878年から低賃金で中国人水夫を雇用し始めていたが、このことは白人労働者からの反発を招き、クイーンズランド、ヴィクトリア、南オーストラリア、ニュージーランドにまたがる大規模なストライキへと発展した。この結末はクイーンズランド政府が介入し、会社側が中国人水夫を引き上げさせたことによって終わっているが、改めて各植民地に中国人問題を協議し合う必要性を認識させたのである。また、南オーストラリアの管轄下にあったノーザン・テリトリーに在住する中国人の移動に対する各植民地の潜在的な恐れ、カリフォルニアやブリティッシュ・コロンビアにおける中国人の流入を制限する措置の実施、主要な都市(特に東部植民地における都市)で家具製造や洗濯屋を営んでいる白人の労働者や経営者は中国人からの競争にさらされていたこと、さらには初期に見られた批難(女性不在による非道徳行為、分離主義、排他性、アヘン、ギャンブル好き、病気)が再び突出したことなども、1880

8) M. Clark, *A Short History of Australia*, London, Heinemann, New York, Mentor Books, 1963 (1969, 1978). (竹下美保子訳、『オーストラリアの歴史——距離の暴虐を超えて——』サイマル出版会, 1978年, 153頁)。

9) C. Y. Choi, *Chinese Migration and Settlement in Australia*, Sydney University Press, 1975, p. 23.

10) 1881年にニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリアは、廃止していた制限法を再度制定し、その中で10ポンドの入国税を課し、積荷100トンにつき1人と制限を加えた。さらにニュー・サウス・ウェールズは1887年になって1881年法を改正し、100ポンドの人頭税、積荷300トンに対し1人とした。C.Y. Choi, *op. cit.*, p. 26.

11) この法案は、アジア人やアフリカ人に重いライセンス料を賦課し、また彼等によって発見されたものではない新しい鉱区から3年にわたって中国人を排除するというものであった。

—81年、及び1888年に植民地会議を行なわしめるきっかけとなった。1896年3月にも植民地会議は開かれているが、この会議を開かせたきっかけは、先行する10年間のインド人、アフガン人、シリア人、日本人の流入、特に日本人の潜在的な流入規模であるのみならず、1894年に締結された Anglo-Japanese Treaty of Commerce and Navigation に関する問題であり、翌月の日清戦争における日本の勝利であったとされている。¹²⁾ この会議では、英国臣民であると否とにかかわらず、すべての有色人種の流入を制限する法案が起草されたが、英国臣民の人種によって差別することは自由と平等の原則を犯すものであるとして、英本国政府の承認を得ることはできなかった。一方、英植民地相ジョーゼフ・チェンバレンは、1897年にロンドンで開かれた英連邦首相会議 (Premiers' Conference) で、白人だけの文明を維持しようとする植民地の願望を正当なものと認めながらも、異民族ではあるが古代から豊かな文明を築いてきたインドの3億人の同胞に対し寛容さと尊敬の念が与えられるよう雄弁に訴えた。そしてさらにチェンバレンは、各植民地の代表に移民の受け入れ基準として皮膚の色ではなくヨーロッパの言語を採用し、既にそれを実践しているナタール移民制限法 (Natal Immigration Restriction Act) を模範とするよう提案した。このチェンバレンの提案は各植民地で受け入れられるところとなり、西オーストラリア (1897年)、ニュー・サウス・ウェールズ (1898年)、タスマニア (1899年) でナタールモデルの制限法が実施に移され、これにより中国人の流入数は世紀転換期以後金産出量の減少とが重なって減少していった。

こうした植民地を取り巻く国際情勢の変化或いは植民地内部における変化に対して中国人はどのように対処していったのであろうか。当然のことながら、ゴールド・ラッシュ期には中国人の大半が金鉱で見られ、1861年にヴィクトリアでは24,700人の中国人が在住していたが、このうち24,000人までが Ararat, Ballarat, Beechworth, Castlemaine, Maryborough, Sandhurst に集中し、ニュー・サウス・ウェールズでも13,000人中12,200人が Mount Braidwood, Buthurst, Bombala, Turon, Wellington に住んでいた。¹³⁾ またクイーンズランドでも同じ状況であった。こうした採金地帯にやってきた中国人の中には、非常にわずかなが下宿屋 (boarding house) や軽食堂 (café) を経営し、市場向け野菜・果物栽培 (market-gardening, 以下市場向け栽培と略記) や雑貨商 (grocer) を営んだ者も存在した。金が枯渇すると大半の人々は故郷に戻っていったが、少数の者は牧羊業やその他の農業部門に吸収され、1890年代に入ってから市場向け栽培に集中するようになった。¹⁴⁾ また鉱夫の中には職工 (家具製造者、大工) が含まれており、彼等はゴールド・ラッシュ期には金塊を中国に送るための箱作りをし、金が取れなくなると採金地帯から都市部に流入して家具の製造を始めた。1880年代に入ると、シドニーやメルボルンは土地ブームによって経済的に繁栄し、その中で

12) A. T. Yarwood, *Asian Migration to Australia, The Background to Exclusion 1896-1923*, Greenwood Press, 1984, p. 5.

13) C.Y. Choi, *op. cit.*, p. 28.

14) *Ibid.*, p. 31.

中国人の家具製造者が増え、それとともに小規模な家具店も見られるようになった。やがて家具製造者の増加に加えて洗濯屋も出現し、オーストラリアの一般家庭や下宿屋で召使いとして働いていた中国人は、仕事或いは家事の一部として洗濯（＝クリーニング）という作業を修得し、1890年代の不況で職を失なった時小規模ながらも洗濯屋を始めた。ここで1901年における中国人の職業分布を整理して見ていくこと、ヴィクトリアやニュー・サウス・ウェールズでは鉱夫がまだかなりの割合を占めていたが、市場向け栽培者が最大の割合を占めるようになり、それと都市型の職種、即ち家具製造、洗濯屋、野菜・果物の販売（露天商、行商）、雑貨商、軽食堂にも分散していく傾向が見られた。これらの職種がもたらす雇用機会は中国人の慈善団体や社交クラブからの保護とともに、1880年代以後シドニーやメルボルンにおける中国人を増加させる一因となった。¹⁵⁾ 19世紀末には既に都市部に中国人社会が形成されており、その中ではエリート商人と労働者との階級が分化し、商人の中には、上海－広東－香港－オーストラリア間に3隻の蒸気船を就航させていた Australia-China Mail Steamship Line (1917-24年) を香港の実業家と共同で経営する者もいたのである。彼等のようなエリートは、輸出入商人としての才能とその存在価値により、オーストラリアの人々に、彼等ならばオーストラリア社会に十分同化できるであろうという考えを抱かせた。

こうして、連邦結成時における中国系移民はゴールド・ラッシュ期とは様相を変え、廈門からの年季奉公労働者は途絶え、大多数が広東地域からやってきた農村出身者で占められた。金産出量の減少と都市の繁栄とが中国人を都市に引き寄せ、彼等はそこで職にありつき、エスニック・コミュニティを形成していった。しかし、1901年に誕生した連邦政府が定めた移民入国制限法（Commonwealth Immigration Restriction Act）は中国系移民の移動形態に決定的な影響を与えることとなった。

III

1911年に起こった辛亥革命は清朝皇帝宣統帝を退位させ、共和制確立とともに旧来の伝統的な支配体制を崩壊させた。この革命の成功によって刺激された若い知識人が五・四運動の一環として、家族制度の根本的な変革を目指し、一方で宣教師、貿易、教育、政治的干渉を媒介とした西欧の影響が、古典的な家族制度の拠である民族的、イデオロギー的基礎を危うくしていた。¹⁶⁾ この運動は都市部においては浸透したが、農村地域ではそれ程ではなく、このため農村における古い家族制度は存続し、中国人の移動は故郷に残してきた家族や親類の福祉を増進させるための一時的な移動であり続けた。国民党政府と清朝政府との間には中国人の海外への移動に対する姿勢や政策に関して決定的な違いが見られ、清朝時代中国系移民は本国か

15) *Ibid.*, p. 33.

16) *Ibid.*, p. 36.

ら何等の外交的支援を受けていなかったが、これに対し国民党政府は1925年の第2回国民党会議で、中国人に対する諸外国の差別法に抗議するとともに、平等な処遇を得ることを目的とした政策を発表した。しかしこの政策の真の狙いは、本国を支援させるために海外にいる中国人を結集すること、特に海外からの投資や送金を維持することにあり、このことは共産主義運動の高揚とともにより重要性を増していった。また海外に在住している中国人と中国本土との結びつきは、家族に対する伝統的な忠誠心、国民党政府の努力、そして1901年の移民入国制限法に対する反動として、オーストラリアにおける中国人ナショナリズムの高揚のなかで一層強められた。

連邦結成当時、オーストラリアには47,000人の有色人種が居住し、このうち30,000人が中国人で占められ、彼等のなかには帰化してオーストラリア生まれの子供を持つ者もいた。オーストラリア市民となった中国人の存在が、1901年の移民入国制限法に外交や貿易上の理由からだけでなく、人道主義的観点から完全に門戸を閉ざさず、免除規定を設けさせる動機となった。1901年法は第3条第m項で入国を禁じられなかった移民の妻子の入国を認め、第3条第n項で現在州となっている植民地に以前居住していたことを移民官に納得させ得る人々の入国をそれぞれ認めている。¹⁷⁾しかし第3条第m項は1903年3月に実施を保留され、1905年には第3条第n項とともに削除されてしまった。連邦政府は、両条項の廃止によってアジア人の増加を防ぐ永続的な手段として女性を少なく維持しようと努めたのである。とはいえ女性人口は初めから非常にわずかしかなかった。1881年には男性-38,274人に対して女性-259人となっており、全中国人人口のたった0.7%を占めるに過ぎなかった。しかし徐々に女性も増え、1901年には全中国人の約2%、1911年になると約4.0%に上昇している。¹⁸⁾中国人がオーストラリアで家庭を築かなかったのは上記のような連邦政府の決定によるものであり、同様のことは日本人についても言える。ところで、書き取り試験を免除された留学生や商人は、初めは一時的な免除証明書 (certificates of exemption)、1912年からはパスポートでの入国を認められ、さらに商人は仕事上の協力者を呼び寄せ、アシスタントや店員として雇うことができた。また1934年になると、地方商人と市場向け栽培者のアシスタントや代理人、シェフ、軽食堂の従業員などが一時的な滞在を認められたが、配偶者を同伴することも、他の人々を推薦する権利も付与されなかったのである。¹⁹⁾結局、連邦政府が意図した移民政策の基本原則は、オーストラリア人労働者と競合するすべての人種を排除するということであり、以前中国人の間で見られた家具製造者や洗濯屋が次第に見られなくなった背景にはこのことが如実に反映されていると思われる。

こうして、1901年以後中国系移民は移民入国制限法に定められた免除カテゴリーに限定さ

17) 詳細は、A. T. Yarwood, *Asian Migration to Australia*, pp. 157-62, Appendix I. 参照。

18) *Ibid.*, p. 78.

19) C. Y. Choi, *op. cit.*, p. 41.

れ、これによりオーストラリア在住の中国人は継続的に減少し、この傾向は表2にも見る通り1947年まで続いている。だが、この期間はオーストラリアにおける中国人の歴史の中で重要な時期であり、現在の定住形態にも大きな影響を与えた時期でもあった。

表2 オーストラリアにおける中国人の人口数、1922-1966年

	純血の中国人				混血の中国人				全中国人	全人口に占める割合%
	男性	女性	合計	全人口に占める割合%	男性	女性	合計	全人口に占める割合%		
1922	16,011	1,146	17,157	0.32	1,891	1,778	3,669	0.07	20,826	0.39
1933	9,311	1,535	10,846	0.16	1,901	1,602	3,503	0.05	14,349	0.21
1947	6,594	2,550	9,144	0.12	1,599	1,351	2,950	0.04	12,094	0.16
1954	9,150	3,728	12,878	0.14	1,404	1,276	2,680	0.03	15,558	0.17
1961	14,237	6,145	20,382	0.19	1,648	1,538	3,186	0.03	23,568	0.22
1966	15,406	7,875	23,281	0.20	1,725	1,717	3,442	0.03	26,723	0.23

出所：C. Inglis, "Chinese in Australia," *International Migration Review*, Vol. 6, No. 3, Fall 1972, p. 267.

表の通り中国人の人口数(純血のみ)は1947年まで減少し続けているが、この年における9,144人の中国人のうちおよそ3,700人がオーストラリア生まれであることを考えると、この減少傾向は劇的であった。またオーストラリア以外で生まれた5,416人のうち1,921人は1901年以前にオーストラリアに流入した人々であり、それ故1901年以後に致来し、1947年まで滞在した中国人の実質的な数は3,500人に満たなかったと思われる。そしてこのおよそ3,500人のうち1,228人は滞在期間が4年未満の最近になって流入した人々で、この中には学生や中国人が経営する店のアシスタントといった一時的な居住者、居住資格を持たない水夫や旅行者などが含まれていた。²⁰⁾ 主要な特徴をなしていた男女比率の不均衡は徐々に均衡へと向かい、女性100人に対する男性の人口比は1911年-2,436人、1921年-1,397人、1933年-606人、1947年-258人と継続的低下、即ち女性人口の増加を示した。この男女比率の均衡化現象は男性人口の減少とオーストラリアで生まれた女性のわずかな増加によってもたらされたのであり、女性移民の増加による貢献度はむしろ小さなものであった。ここでオーストラリア生まれの中国人について少し触れてみよう。女性が少ないためにオーストラリア生まれの増加率は非常に緩慢で、このことは若年層の移民が少なかったことと合わせて、オーストラリアにおける中国人の高齢化へと導いた。中位年齢でみると、1911年-44.21歳、1921年-50.58歳、1933年-56.46歳と上昇したのち1947年-40.29歳に低下した。女性の場合には12.75歳、16.03歳、20.27歳、21.86歳と一貫して上昇しており、男性と比較してかなり若いのが特徴的である。²¹⁾ 男性の多さと男女間の年齢構成の相違は結婚パターンに大きな影響を与えたであろう。結婚については、もともと中国生まれ同志の結婚よりも、中国生まれの男性と中国以外で生まれた女性と

20) *Ibid.*, p. 42.

21) *Ibid.*, p. 47.

の結婚が多くみられ、逆に中国生まれの女性と中国以外で生まれた男性との結婚例は非常に少なかった。(後にこの結婚パターンも増えている。)ここで注意すべきことは中国以外で生まれたから中国人ではないと必ずしも言えないということである。というのは中国以外で生まれた人々の中にも人種からいって中国人が含まれているからである。とはいえ混血が緩慢な増加を示し、1947年には全中国人の24.4%に達していることから、異人種間の結婚はそれ程珍しいことではなかったと思われる。

オーストラリアにおいて都市化は急速に進行した。中国人は以前よりニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、クイーンズランドに集中し、1947年には全中国人の85%がこれらの州に住んでいた。さらに中国人の職業分布にも変化がみられ、農業労働から家具製造、洗濯屋、野菜・果物の販売、市場向け栽培へと重心が移行し、これらの職種に関連する雇用機会はシドニーやメルボルンの2大都市で見出されたことから、中国人もこの2つの都市に集住するようになった。農村地域で働いていた多くの老人たちは、故郷に戻るために或いは中国人の慈善団体に保護されるべく両都市における中国人町に流れ込んだ。1911年頃、中国人の職業構造は都市部における雇用が比重を増し、農業部門が依然45%近くを占めているものの、商・工業部門もおおよそ30%に達し、採鉱業は未だに7%を占めていたが、鉱夫人口は次第に見られなくなった。家具製造者や洗濯屋は現地のオーストラリア人と競合し、したがって仕事上の協力者を移民として本国から呼び寄せる権利を与えられないまま労働者の適切な補充ができず、困難に逢着していた。さらにニュー・サウス・ウェールズとヴィクトリアにおいては差別的な工場法が中国人の雇用を禁止したため、以後中国人は工場から締め出されることとなり、第二次大戦の終わりには中国人経営の家具屋や洗濯屋がほとんど見られなくなっていた。一方、市場向け栽培者はオーストラリア人の反感をかうことなく、むしろ主要な野菜・果物生産者としてその存在価値を認められ、手伝いの者や代理人の入国許可を得て菜園で働かせていた。しかし、彼等とても第二次大戦以後の都市開発の進行とともに都市部ではあまり見るができなくなった。市場向けの野菜・果物栽培園がその数を減少させていく中で、それらを支える配給業者が繁盛し、1910-20年の間にクイーンズランドやヴィクトリアで大規模な卸売り会社が設立され、この部門を独占していた。また小規模な露店商もその数を増し、彼等は通例中国人の卸売り業者か栽培者から野菜や果物を購入し、それを小売り市場で売った。こうして1947年頃に中国人が経営する家具屋や洗濯屋はほとんど消え失せ、市場向け栽培者や配給業者は戦後も存在した。1901年法は入国カテゴリーを限定することによって中国人を特定の職業(雑貨商、野菜・果物の卸売り及び小売り、軽食堂など)に集中させ、永住資格が保証されない限りこれらの職業からの移動を妨げた。²²⁾

22) C. Inglis, *op. cit.*, p. 269.

23) C. Y. Choi, "Occupational Change among Chinese in Melbourne." *Race*, Vol. 11, 1970, p. 309.

IV

1949年10月に成立した中華人民共和国が実施した政治・経済に関する諸改革は、国民党政府が行なった以上に中国人の移動に対して大きな影響力を持った。なかでも1950-53年の土地改革は、大土地所有を排除し、それによって家族の結束力を弱め、さらに海外に居住する中国人が所有している土地を没収してしまった。家族が分裂するにつれて移民が抱いていた家族や一族に対する忠誠心もその基礎を失っていった。また海外に親類を有する富裕な家族は地主＝搾取者であり、平均以上の生活水準はブルジョワ的でしかも非生産的なものとして非難された。こうして海外に居住する移民と中国に残っている家族或いは本国政府との関係は土地改革以後大きく変化し、結果的に海外の中国人を本国から遠ざけさせた。²⁴⁾ 加えて、オーストラリア政府による中国系移民の制限緩和も中国人をこの地で永住するように導いたのであった。1956年連邦政府は非ヨーロッパ系移民の入国と滞在に関する条件を改正した。それらは次の4項目に要約される。(1)滞在期間の定期的延長を得ることなく留まることを承認された者は帰化する資格を与えられた。(2)通常では出国するよう勧告されている非ヨーロッパ人も人道上の理由で残留することが認められた。(3)高度の秀れた資格を有する非ヨーロッパ人は無期限に滞在することが認められた。(4)混血に関する入国条件が明確化され、緩和された。²⁵⁾ 1956年9月になるとオーストラリア市民となった非ヨーロッパ人の配偶者はヨーロッパ人の配偶者同様帰化の資格を与えられ、さらには翌年15年間オーストラリアに居住したすべての非ヨーロッパ人に市民権が保証された。(ちなみにヨーロッパ人については5年間である。)これらの政策変更は既にオーストラリアに移住していた人々に対しては寛大なものであったが、新たな入国者にとっては厳しい内容となっている。1956年と1957年の決定はその後に続くであろう一層の緩和に弾みを与えることになった。²⁶⁾ 1958年新しい移民法施行とともに書き取り試験は廃止され、さらに1966年には非ヨーロッパ系オーストラリア市民の配偶者、子供、両親の入国が許可され、彼等もヨーロッパ人同様5年間居住すれば市民権を得る資格を持てるようになったのである。それとオーストラリアで承認され尚且つ需要のある資格を持ち、通常の移住資格を充足する人々の入国をも認められたことを忘れてはならない。²⁷⁾ そして最終的には1973年ホイットラム労働党政権によって人種・皮膚・国籍に

24) C. Y. Choi はその理由を3つあげている。1つには、多くの中国系移民が本国政府による帰国の勧めに疑いを抱いていたということである。特に彼等の資産が国有化され、土地の私的所有が人民公社に有利なように廃止された時そのような感情を強く抱いた。次に、インドシナ半島諸国、アメリカ、オーストラリアなどは中華人民共和国に対して敵愾心を持っており、このことがそこに定住する中国人の地位の改善を妨げる結果となったこと、そして最後に北京政府が海外に居住する中国人のための保護政策を何等講じなかったということである。C. Y. Choi, *Chinese Migration and Settlement in Australia*, pp. 57-8.

25) H. I. London, *Non-White Immigration and the "White Australia" Policy*, Sydney University Press, 1970, p. 25-6.

26) *Ibid.*, p. 27.

27) 拙稿「白豪主義終焉後の移民」『城西大学大学院研究年報』第2号、1986年3月、94頁。

よる差別が撤廃され、白豪主義は名実ともに終焉を迎えたのであった。このような白豪主義に基づいていた移民政策の方向転換は同時に中国系移民にとっても転換点を意味したことは言うまでもないことである。戦後期にはオーストラリア在住の中国人に関して2つの重要な変化がみられた。第1には大量の再移動（オーストラリア在住者の帰国）が終わりを告げたことである。²⁸⁾そして第2には1947年以後のオーストラリアにおける中国人の継続的な増加であった。戦後の移民統計は人種によってではなく、出生地ごとに分類されており、必ずしも人種として中国人だけを含んでいるわけではないが、中国人だけを正確に把握できる統計がないために、ここでは敢えて出生地で見ていくことにする。表3によると、海外生まれの中で占める割合はほぼ一定だが、人口数は継続的に増加している。

表3 出生地でみた中国人の人口、1954-74年
(中国生まれのみ)

年 度	人口数(人)	海外生まれに占める割合%
1954	10,277	0.8
1961	14,488	0.8
1971	17,601	0.7
1974	19,412	0.7

出 所：C. A. Price and J.I. Martin (eds.), *Australian Immigration: A Bibliography and Digest, (Part 1: The Demography of Post-War Immigration)*, A.N.U. Press, 1976, pp. A18-9, table 1.

中国系移民の純流入数（流入数－流出数）は1947-54年と1954-61年に男女とも（特に15-30歳の間で）かなり増加したが、²⁹⁾この増加は1947年と1956年の間に入国することが容易になった中国人経営者のアシスタントや代理人、コック、扶養家族の流入によるものであった。特に中国人留学生の流入数は増え、地方商人、市場向け栽培者、軽食堂経営者は、子供達が学校に通う年齢に達すると留学生或いは扶養家族として呼び寄せ、オーストラリアの学校に入学させた。留学生として受け入れられた者の中には、成人して父親或いは親類の仕事を手伝い、初めは軽食堂で働いていた者がやがて自ら経営者となったケースも見られた。1950、60年代の移民制限法の緩和以前において、代々成年男子が退職した父親の後継者となる仕組み commuting migration system や移民法緩和後先住する移民が保証人となって家族や親類を呼び寄せるという sponsorship system は、南ヨーロッパ系移民の特徴的な移動パターンを説明するのに用いられた連鎖移住 (chain migration) に似た現象を現出せしめた。このような移動プロセスを経て流入してきた移民は、連邦成立以前と変わることなくほとんどが広東省出身者で占められていた。新たに到来した移民は、必然的に以前に到来し、定住していた移民或いは保証人と強いつながりを持ち続け、オーストラリア社会から影響を受けるなが

28) C. Y. Choi, *Chinese Migration and Settlement in Australia*, p. 62, table 4.1 及び p. 63, table 4.2 参照。

29) *Ibid.*, p. 63, table 4. 2. 参照。

らも中国人社会の影響をより強く受けた。だがこうしたシステムを活用することなくオーストラリアに流入した集団も存在したのである。³⁰⁾ 第1の集団は第二次大戦中太平洋の諸地域からメルボルンに送還された戦時難民であった。彼等は上海で雇われ、戦争が始まった時オーストラリアに近い海域にいた水夫であったり、仕事を求めて香港に行き、そこからナウル諸島や北ボルネオなどに移動したか或いはニューギニアやソロモン諸島に渡った人々であった。こうした人々はそのほとんどが中国人社会に加わらずに戦争中は軍需工場やコックとしてキャンプで働かされ、戦争終了後オーストラリアに居住することは認められたが、家族や親類を呼び寄せる権利は与えられなかった。中国系移民にはその特徴の1つとして地域的に集中する傾向が見られたが、戦時難民についてはこの傾向は見られず、むしろ分散して生活した。第2の集団は1950年以後個別に流入し、そのまま滞在している間に永住者或いは帰化してオーストラリア市民となった *private student* であった。彼等の中で中国生まれは少数で、むしろ香港、シンガポール、マレーシア或いはその他の東南アジアで生まれた者が多く含まれている。他のカテゴリーの中国系移民と異なって、このカテゴリーの留学生は到来する以前に英語の訓練を受けていた。というのは、英語力がオーストラリアの学校に入学するのに或いは学生ビザにとって必要であったからでもある。それと彼等は多分に西洋化した社会で育ち、西洋式の教育を受け、なかには2ヶ国語併用の学校教育を受けた者もいた。さらに彼等の活動範囲は中国人社会にのみ限定されず、学校、友人を通じて或いはオーストラリア人の家庭や大学の寮に寄宿することによって、オーストラリア社会と何等かの交流を持ち、学校を卒業してもオーストラリアに滞まった人々はより地位の高い職業に就く可能性が大きかった。第3の集団は *Distinguished and Highly Qualified* というカテゴリーで流入した専門職従事者や熟練職人であった。1966年の入国条件緩和によってより多くの熟練者が入国できるようになり、その規模は年々拡大している。こうしたスポンサーシップ・システムを活用せずに流入した人々は、それを通じて流入した移民とは異なる移動形態をとったばかりでなく、異なった職業分布をも示した。身元を保証された移民は、血縁関係で結ばれ、オーストラリアにやってきても中国人社会に行動範囲が限られているために、中国人にとって伝統的な職種といえる市場向け栽培や軽食堂経営に従事する傾向が見られた。そして彼等のほとんどが農村出身者であり、わずかな教育しか受けていず、ましてや英語を話せる者など皆無に等しかったし、教師、大工、シェフのような熟練職に属する人々は非常に少なく、肉体労働や農業労働に従事する割合がきわめて高かった。この点から、このような人々は、シドニーやメルボルンといった都市社会に適応できる資質を十分に備えていなかったと言えるであろう。これに対し、戦時難民は上述の移民集団とは異なるバックグラウンドを持つが、主として肉体労働に従事していた。労働組合の中には中国人労働者の雇用を規制すると

30) *Ibid.*, pp. 85-6.

ころもあり、それと当時中国人経営の軽食堂が繁盛していたこともあって、戦時難民にとって軽食堂は魅力的な就職口となった。学生や専門職従事者は、オーストラリアに流入したのち専門職に就くケースが多く、既存の中国人社会と密接な関係を持たず、オーストラリア社会に同化した。C. Y. Choi はメルボルンにおける中国人の事例研究 (Melbourne Survey 1968) をもとに様々な観点について分析を行ない、その中で到来時と調査時における中国人男性の職業分布及び職業移動について触れている³¹⁾。表4と5はそれをまとめたものであり、表中で職種が2つに大別されているが、“オーストラリア職”は中国人がオーストラリア系の企業か或いは政府に雇用されたり、自営業であっても取引相手のほとんどがオーストラリア人であることを意味し、また“中国職”は雇主が中国人で、オーストラリア人とあまり取引がないことを意味しており、中国人の伝統的職業はこれに属する。

表4 メルボルンに在住する海外生まれの中国人男性の職業分布
(Melbourne Survey 1968)

		(人)	
職	業	到着時	調査時
Australian			
Major professionals		—	17
Minor professionals		2	7
White collar ¹⁾		2	4
Blue collar		15	3
Chinese			
Grocer		2	4
Vegetable		—	—
Wholesale		—	4
Major café ²⁾		1	14
Retail		17	27
Lesser café ³⁾		—	45
Chefs, waiters		37	38
Market-gardener		11	—
Others		16	2
Non-work force			
Students,			
Dependants		103	41 ⁴⁾
Total		206	206

(注) 1) 事務労働者。

2) 従業員を雇っているカフェ。

3) “ ” を雇っていないカフェ。

4) 4人の退職者を含んでいる。

(出所) C. Y. Choi, *Chinese Migration and Settlement in Australia*, p. 88, table 6. 2.

表5 メルボルンに在住する海外生まれの中国人男性の職業移動
(Melbourne Survey, 1968)

(人)

到着時における職業	調 査 時 に お け る 職 業								
	Australian				Chinese				
	A	B	C	D	E	F	G	Total	
Australian									
Major professionals	A	—	—	—	—	—	—	—	
Minor professionals	B	—	2	—	—	—	—	2	
White collar	C	—	—	—	1	—	1	2	
Blue collar	D	—	—	—	1	3	8	14	
Chinese									
Employer	E	—	—	—	—	2	—	2	
Self-employed	F	—	—	—	—	4	19	5	28
Employee	G	—	—	1	1	10	21	18	51
Non-work force									
Sponsored									
Dependants	H	14	3	1	—	1	5	2	26
Students	I	3	2	2	1	5	16	11	40
Total ¹⁾		17	7	4	3	26	69	39	165

(注) 1) 調査時に学生或いは扶養家族であった41人は非労働力人口として合計には含まれていない。
(出所) 表4に同じ。p.89, table 6. 3.

到着時においてちょうど半数が学生或いは既に流入している移民の扶養家族から成る非労働力人口であり、これらを除外して労働力人口だけで見ると、シェフやウェイターが特に多い。オーストラリア職に属するブルーカラー職には15人が従事しており、このうち14人までが戦時難民であった。したがってある意味では当然かもしれないが、身元保証人を介して流入した移民は中国職に集中する傾向が見られたわけで、というのも先述したようにスポンサーシップ・システムそのものが、連鎖移住を生み出し、オーストラリアに流入してから血縁関係や共通の利害関係によって結ばれた中国人だけの移民集団を形成せしめた結果である。調査時における職業分布も中国職への集中を示している。しかしわずかではあるが全労働者の12%にあたる24人が専門職に従事し、伝統的な職業からの分散が見られた。この増加は教育課程を終了した学生達が雇用機会を専門職に見出したことによってもたらされた。学生を除外した海外生まれの中国人の職業移動パターンは明確で、戦時難民はブルーカラー職から伝統的な職種、特に軽食堂へと移動し、それ以外の移民は中国職内での移動にとどまった。こうしたことの説明は、まず言葉の障壁や教育水準によってなされるが、それだけではなく労働組合が組合員から中国人を排除したこと（したがってブルーカラーの職種の選択も制約されたこと）によってもなされるであろう。表5からは当初軽食堂や菜園で働いていた者

が、やがて軽食堂を経営するようになったり、菜園を所有するまでになったことを窺い知ることができる。中国系移民は職業選択の自由を持っていなかったけれども、中国職内で地位を向上させていた。こうした職業上の地位の改善は、一定水準での経済的な成功の達成だけでなく、入国に課せられた法的資格の変更を意味するものであった。ところで中国職への集中はオーストラリア生まれの中国人よりも海外生まれの中国人の方がより顕著であり、C. Inglis は、このような特定職業への集中はより短期的な滞在とか教育上の相違によるものではなく、特定の職業にのみ雇用されている中国人に限って入国を認めた制限政策の結果であると述べている。³²⁾ オーストラリア生まれの中国人は父親の後を継いだ者もいたが、多くはオーストラリアの職業構造の中に広く分散し、経済的には同化が可能な水準にまで達しており、この点でもはやオーストラリア生まれの中国人とオーストラリア人とを識別することはできないであろう。³³⁾

V

以上のように、本稿では白豪政策期における中国系移民の移動と定住パターンの変遷を見ながらそれらの特異性を考察した。

中国人がクーリーとして受け入れられていた頃は彼等にとってむしろ平和な時代であった。ゴールド・ラッシュ以後競争と対立の時代がおとずれ、この時の中国人にまつわる話は決して楽観論を生み出しはしないであろう。各植民地で起きた中国人反対の暴動や制限法が植民地にとり望ましくない民族を追い出し、排除しようとしたが、中国人の流入は完全に止むことはなかった。1901年に定められた移民入国制限法は、中国人が永住することを禁じ、例外として留学生、商人の一時的な滞在を認めたが、これによって移動の規模や形態だけでなく移住や職業構造にも決定的な影響を与えた。換言すると、1901年法は中国人によるオーストラリア社会への経済、社会、文化的な面における適応の仕方を規定したのである。そしていまひとつ、中国人の移動の規模や性質に影響を与えた要因は、彼等の大半が農村に住んでいたということであった。農村部における家族制度、及びその中で培われた家族や一族に対する忠誠心が故郷の家族と移民とを強く結びつけ、中国系移民のユニークな移動形態である *commuting system* を生み出した。このシステムは一方で中国人のオーストラリア社会への統合を促さないように作用し、中国社会に基礎付けられたレファレンス・グループからオーストラリア社会に基礎付けられたレファレンス・グループへの転換を妨げた。こうして中国人は、オーストラリア社会とは隔絶したエスニック・コミュニティを形成すること

32) C. Inglis, *op. cit.*, p. 271. これに対して C.Y. Choi は、職業的集中に影響を与えた要因として、移民が持つバックグラウンド、移動形態、定住地の環境をあげている。詳細については、C.Y. Choi, *Chinese Migration and Settlement in Australia*, pp. 93-4. を参照されたい。

33) C. Y. Choi, *Chinese Migration and Settlement in Australia*, p. 94.

によって自己防衛をし、1920年代になってからは様々な中国人の社会集団を組織していった。結局のところ、中国人を sojourner ではなく permanent arrival に変えたのは、第二次大戦の中国における政治的变化であり、1950、60年代のオーストラリアにおける制限政策の緩和であった。オーストラリアにおける歴史は移民の歴史であると言われるが、この間における中国人の経験は遠い過去に軌轢があったにもかかわらず、彼等がオーストラリア社会に十分同化でき、また実際に同化したことを明確に示していると言えよう。

A Study on Chinese Immigrants in Australia

— concerning characteristics of its migration
and settlement —

Mitsuharu NAGAYAMA

The discovery of gold in New South Wales and Victoria in 1851 brought a great influx of migrants to Australia from Kwangtung Province. They came not as settlers but as sojourners or birds of passage, intending to remit wealth and follow it back to China. The conditions in Kwangtung villages go far to explain the motivation of their migration to Australia. The basic causes of the emigration were the Taiping Rebellion and population pressure on Kwangtung villages, and the number of Chinese in Australia in fifty years prior to Federation had fluctuated as opportunities for goldmining and other occupations increased and as immigration restrictions were imposed or relaxed.

Since Federation the size and nature of Chinese migration to Australia were affected by Commonwealth Immigration Restriction Act in 1901 and the village background in China where they came from. Traditional family-lineage system in Chinese villages remained unchanged in the late 1940s, loyalty towards family-lineage upholding the commuting migration system. This system—sons replacing retired fathers generation after generation—forced upon the migrants a continued link with their home villages, and facilitated the formation of regional concentration. The Chinese in Australia have been sojourners since then. Encouragement for the Chinese to remain permanently in Australia came not only from post-war changes in China but also from a relaxation of the Australian immigration restriction policy during 1950s and 1960s. Chinese who had lived in Australia for 15 years became eligible for citizenship, and Chinese with Australian citizenship were admitted to bring their spouses, children and parents to Australia under sponsorship system. This system limited the occupational choice on arrival and influenced later the mobility away from traditional occupations such as market-gardeners, café-keepers, vegetable retail stall-keepers.

The Chinese soon began to find themselves a part of Australian society. The experience of the Chinese in Australia indicates that despite the friction between Chinese and Australians in the past, the Chinese are able to adjust to the Australian society, in economic, social and political terms.